



広報

いながわ

選挙特集号

6月24日
平成16年
(2004年)

編集・発行 猪名川町 企画部 広報コミュニティ課

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 電話番号 072 (766) 8707 ファックス番号 072 (767) 2255

ホームページアドレス (URL) <http://www.town.inagawa.hyogo.jp> 電子メールアドレス koho@town.inagawa.hyogo.jp

参議院議員通常選挙

新たに期日前投票制度を実施

6月24日に公示・7月11日に投票



開票所での開票作業の様子

任期満了に伴う参議院議員通常選挙は、本日6月24日公示され、投票日は、7月11日(日)です。
今回の選挙から、従来の不在者投票に変わる制度として、期日前投票が行われ、同時にその投票期間が選挙期日の公示日の翌日(6月25日)から変更になります。
また、郵便等による不在者投票の対象者拡大や代理記載制度が新たに導入されました。
あなたの意見を国政に反映させるための大切な選挙です。よく考え、自由な意思で投票し、あなたの貴重な一票を生かしましょう。

投票のできる人

投票のできる人は、昭和59年7月12日(含む)までに生まれ、平成16年3月23日以前から引き続き町の住民基本台帳に登録されている人です。
なお、平成16年3月24日以降に他の市町村から住所変更された人は、前住所地で投票することになります。この場合は、前住所地で選挙人名簿に登録されていることが必要です。

投票の方法

参議院議員通常選挙では、候補者個人に投票する「選挙区選挙」と、参議院名簿記載者名または政党名を記した「比例代表選挙」の投票が行われます。投票用紙を誤って記入した場合は無効となる場合がありますので注意してください。
▼選挙区選挙の投票用紙(薄黄色) 候補者名を記載
▼比例代表選挙の投票用紙(白色) 参議院名簿記載者名または政党名を記す

投票所と入場券

投票所は、大字や各地区内の有権者数と地理的な要因などによって決められており、町内14箇所に設置します。(裏面一覧表のとおり)
また、投票入場券を郵送していただきますので、投票時に持参ください。なお、入場券がなくても選挙人名簿に登録されている

人は投票できますので、当日係員に申し出てください。
投票日までに投票入場券が手元に届かないときは、お問い合わせください。

選挙公報

各候補者の経歴や抱負などを掲載した選挙公報は新聞折込みで配布します。新聞を購読されていないご家庭には郵送します。7月7日までに届かないときは、ご連絡ください。
また、役場窓口、日生・六瀬住民センター、生涯学習センターにも備えていますのでご利用ください。

期日前投票

平成15年12月より公職選挙法の一部が改正され、従来の不在者投票は新たに「期日前投票」に移行されました。この制度により、従来のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続きが不要となり、投票しやすくなりました。
投票日に、仕事や旅行、ショッピングなどで投票に行くことができない人は、あらかじめ期日前投票を済ませておきましょう。投票時間は、午前8時30分から午後8時までで、入場券をご持参ください。場所などは裏面のとおりです。(印鑑不要)

不在者投票

従来の不在者投票は原則として期日前投票に移行しますが、遠隔地投票(名簿登録地の市区町村以外の市区町村で投票)や郵便等投票、指定施設(病院、老人ホームなど)における不在者投票は従来どおり行われます。また、投票日当日に選挙資格があっても、期日前投票日にはまだ選挙資格がない人は、従来の不在者投票になります。不在者投票記載場所および開設日時、期日前投票と同じです。

町村以外の市区町村で投票)や郵便等投票、指定施設(病院、老人ホームなど)における不在者投票は従来どおり行われます。また、投票日当日に選挙資格があっても、期日前投票日にはまだ選挙資格がない人は、従来の不在者投票になります。不在者投票記載場所および開設日時、期日前投票と同じです。

代理投票・点字投票

身体が不自由などの理由で自分で候補者の氏名などが記入できない人には、投票所および期日前投票所において、係員が代筆する「代理投票」制度があります。合わせてください。

郵便等による不在者投票制度が変わりました

この制度は、身体に重度の障害があったり、介護を必要とされる人で、投票日当日に投票所での投票が困難な人が自宅などから郵送で投票できる制度です。公職選挙法の一部改正により、郵便等による不在者投票制度の対象者が拡大されました。

郵便等による不在者投票のできる人 介護保険の被保険者証・身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちで、右表に当てはまり、自筆による投票が可能な人は郵便等による不在者投票をすることができます。

代理記載制度の創設 自筆での投票ができない人は、代理人による記載ができるようになりました。

上記の障害などに当てはまることに加えて身体障害者手帳に「上肢または視覚の障害の程度が1級」または戦傷病者手帳に「上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症」と記載されている人は、事前に届け出を行った代理人の記載により投票することができます。

郵便等投票証明書の申請・代理記載人の届出 郵便等による不在者投票制度をご利用いただくには、あらかじめ郵便等投票証明書の発行を受ける必要があります。申請書に必要事項を記入し、障害・要介護の程度を証明してください。また、代理記載の方法による投票を行うには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ届出が必要です。これらの制度を希望される人は、お早めに手続きをしてください。

障害・要介護を証明するものおよびその部位	障害・要介護の程度
介護保険の被保険者証	要介護5
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能 1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸 1級・3級
	免疫 1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹 特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸 特別項症から第3項症

色字は今回の法改正により新たに対象となったものです

問合せ
町選挙管理委員会事務局
(総務課内)
766・8708

開票

ます。また、「点字投票」制度もありますので、係員にお申し出ください。